

大阪・関西万博公式ロゴマークライセンス使用事業者公募 仕様書

1. 名称

大阪・関西万博公式ロゴマークライセンス使用事業者公募（以下「本案件」といいます。）

2. 目的・主旨

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」といいます。）では、基本計画において2025年日本国際博覧会（以下「万博」といいます。）のプロモーション活動を5つのフェーズに分け、2022年4月までをフェーズ1として位置付けて、万博の認知と期待感を広げる活動に取り組んでいます。

本案件は、今後のフェーズにおける万博のさらなる認知拡大期を見据えた実験的な取り組みとして、万博の魅力と期待感を高めていくための公式ロゴマークを使用したオリジナル商品（以下「ライセンス商品」といいます。）を期間限定で企画・販売し、協会と共に万博のブランド価値と期待感の向上に取り組む事業者（以下「ライセンシー」といいます。）を公募するものです。

本案件にて採用されたライセンシーは、協会が指定するライセンス使用料を事前に協会へ納め、大阪・関西万博の公式ロゴマークを使用したライセンス商品を非独占的かつ期間を限定して製造・販売できるものとします。

なお、本案件は今後のフェーズに向けた期間限定的な取り組みとし、ライセンス商品を製造・販売できる期間については、本仕様書の「8.ライセンス使用权の許諾の有効期間について」に掲げる期間に限定するものとします。

3. 本案件におけるライセンシーの基本条件

- (1) ライセンシーは、大阪・関西万博の公式ロゴマークを使用した複数種類のライセンス商品を製造・販売すると共に、その販売手法、販売促進についても本案件の目的・主旨を達成するために積極的に取り組むこととします。
- (2) 本案件にてライセンシーが製造・販売できるライセンス商品は、原則として下表に掲げるライセンス商品のカテゴリーに準じ、かつ、ライセンシーが企画提案書にて示し別途協会と協議の上決定したライセンス商品に限ります。

【ライセンス商品のカテゴリー】

カテゴリー	アイテム例
衣服・身の回り品	Tシャツ、ポロシャツ、ブルゾン、ハンカチ、タオルなど
文房具類	筆記具、ノート、ネックストラップ、ステッカーなど
雑貨類	ピンバッジ、キーホルダー、エコバックなど

(3) ライセンシーが製造・販売できるライセンス商品の製造数量の最小単位は100とします。

(4) ライセンシーは、ライセンシーが製造・販売するライセンス商品について、過去に同様

又はそれに類する商品の販売実績を有している必要があります。

- (5) ライセンシーは、ライセンス商品のすべてについて、別途協会が指定する「デザインマニュアル」に定められた規格に従って公式ロゴマークを使用しなければなりません。
- (6) ライセンシーは、別途協会が指定する水準の生産物賠償責任保険への加入が必要です。
- (7) ライセンシーは、日本国内においてのみ、ライセンス商品を販売することができます。
- (8) ライセンシーの社内には、品質管理の専門部署又は体制が備わっており、品質管理のための各種規則が適切に運営管理されている必要があります。
- (9) ライセンシーは、ライセンス商品に関する消費者からの問い合わせに応えるための問い合わせ窓口を備えている必要があります。

4. 公式ロゴマーク使用までの手続きについて

- (1) 本案件にて採用されたライセンシーは、以下①～⑥に掲げる手続きを完了した後、ライセンス商品を販売できるものとします。なお、協会は以下に掲げる手続きに要する費用を一切負担しません。

① 契約締結

- ・ 別紙「契約書」の内容にて、協会とライセンシーにて契約書の締結を行います。

② デザイン審査

- ・ 協会は、公式ロゴマークの使用方法についてデザインマニュアルに適合しているか確認を行います。修正が必要な場合は、協会はライセンシーに修正を依頼することができ、ライセンシーは修正したデザイン案を協会に提出しなければなりません。
- ・ 協会は、公式ロゴマークの使用方法が「デザインマニュアル」に適合していることを確認した際には、ライセンシーに承認の通知を行います。

③ 試作品審査

- ・ ライセンシーは協会からデザイン審査の承認を受けた際は、次のものを協会に提出します。

(ア) デザインシートに基づき作成した試作品

(イ) 協会が要求する場合、試作品の品質検査の結果が確認できる書面（以下「品質検査書」といいます。）写し 1通

- ・ 協会は、提出された試作品がデザインシートに基づいて作成されているかを確認し、それらを満たしているときは、ライセンシーに合格を通知するものとします。
- ・ 協会は、必要な場合には試作品の修正をライセンシーに求めることができ、ライセンシーは修正した試作品を協会に再提出します。協会は試作品を返却しません。

④ 使用料の支払い

- ・ 協会は、試作品審査の合格を通知する際に、ライセンシーに「製造数量申告書及び証紙交付依頼書」（以下「交付依頼書」といいます。）を送付します。
- ・ ライセンシーは、「5. 使用料の支払いについて」に定められた計算式に基づいた使用料を交付依頼書へ記入して協会に提出し、協会は交付依頼書に基づいて請求書を作成し、ライセンシーに使用料を請求します。
- ・ ライセンシーは、請求書の発行日から起算して14 営業日以内に請求書に記載された金額を指定された協会の銀行口座に払い込みます。

⑤ 証紙交付

- ・ 協会は、使用料の入金を確認したのち、ライセンサーに証紙を交付します。
- ・ ライセンサーは、ライセンス商品一つひとつに証紙を貼付けなければなりません。
- ・ ライセンサーは、ライセンス商品に証紙の貼り付けが困難な場合には、協会の承認を得た上で、ライセンス商品に証紙を直接印刷することができます。この場合、印刷できる数量は、申告されたライセンス商品の製造数量に限られます。
- ・ 証紙交付の有無に関わらず、ライセンサーは証紙代を支払わなければなりません。

⑥ 完成品提出

- ・ ライセンサーは、ライセンス商品の完成品を協会へ送らなければなりません。
- ・ 協会は、提出された完成品をライセンサーに返却しません。

5. 使用料の支払いについて

- (1) ライセンサーは、下記計算式に基づいた公式ロゴマークの使用料を協会に支払う必要があります。実際に支払う金額は、使用料の金額に、それに対応する消費税及び地方消費税を加えた額となります。

【公式ロゴマーク使用料計算式】

小売希望価格（上代）×製造数量×10% + 証紙代（1円×製造数量）

6. ライセンス商品の品質について

- (1) ライセンサーは、ライセンス商品について国内における最新かつ最良の品質基準を満たし、ライセンサーにより製造・販売される同種又は類似の他の商品と同等の高い品質を保たなければなりません。
- (2) 協会は、必要な場合には、ライセンス商品の検査データ又は品質検査書の写しをライセンサーに求めることができ、ライセンサーは、協会から検査データ又は品質検査書の写しを求められたときは、それらの書面を協会に提出します。
- (3) 協会は、提出された試作品を外部の検査機関等に依頼することがあります。
- (4) 協会は、原則として提出された品質検査書の写し並びに検査データをライセンサーに返却しません。また、品質検査書の写し並びに検査データの提出に要した費用を一切負担しません。

7. ライセンス使用権について

- (1) 協会は、本案件で採用されたライセンサーに対して、ライセンサーが製造するライセンス商品に公式ロゴマークを使用する権利（以下、「ライセンス使用権」といいます）を非独占的に許諾します。
- (2) 公式ロゴマークに係る商標権、意匠権、著作権その他の知的所有権は、すべて協会に帰属することとし、ライセンサーはこれに対して一切の異議を申し立てません。
- (3) ライセンサーは、ライセンス使用権に係る権利の全部又は一部について、これを第三者に再許諾し若しくは譲渡し又は担保に供する等一切の処分を行うことはできません。
- (4) 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると協会が判断した場合には、公式ロゴマークの使用許諾を行いません。

- ① 大阪・関西万博の成功に資すると認められない場合
- ② 公式ロゴマークの使用目的が明らかでない場合
- ③ 環境保護や SDGs（持続可能な開発目標）の観点から相当でないと明らかに認められる場合
- ④ 特定の政治、思想、宗教等の活動目的に利用されるおそれがある場合
- ⑤ 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合
- ⑥ 不当な利益を上げるために利用されるおそれがある場合
- ⑦ 品質、性能等に関して客観的な効用が明らかでない場合
- ⑧ 商品の販売先が明らかでない場合
- ⑨ 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- ⑩ その他、公式ロゴマークの使用が不適切である場合

8. ライセンス使用権の許諾の有効期間について

- (1) ライセンス使用権の許諾の有効期間は、原則として契約締結日から1年間とし、契約の終了とともに消滅することとします。
- (2) 協会は、ライセンス使用権の許諾の有効期間中に、契約上の協会の地位を協会が別途指定する第三者へ承継できるものとし、ライセンシーはこれに異議を唱えないものとします。
- (3) ライセンス使用権を延長する場合は、協会（協会が指定する事業者へ契約上の協会の地位が継承されている場合は当該事業者）及びライセンシーが協議の上、書面による合意により延長することができるものとします。
- (4) ライセンシーは、ライセンス使用権が終了した際（協会により使用許諾が取消された場合及び協会により契約が解除された場合を除きます。）は、その翌日から起算して3カ月以内の期間（以下「セルオフ期間」といいます。）に限り、消滅時点で既に流通又は在庫しているライセンス商品について、引き続き販売、提供、使用及び展示等を行うことができます。
- (5) ライセンシーは、セルオフ期間が終了したときは、その時点で流通又は在庫している全てのライセンス商品の販売、提供、使用及び展示等を停止し、ライセンス商品から公式ロゴマークを撤去した上で、それらの廃棄処分をし、廃棄証明書を協会に提出しなければなりません。

9. 第三者への製造委託等

- (1) ライセンシーは、第三者の製造業者又はライセンシーの現地法人に対して、ライセンス商品を製造させる場合には、事前に協会の承認を得なければなりません。
- (2) ライセンシーは、第三者の製造業者又はライセンシーの現地法人に対して、ライセンス商品を製造させる場合には、ライセンシー自らの厳重な製造監督及び品質管理の下で、その製造を行わせなければなりません。
- (3) ライセンシーは、第三者の製造業者又はライセンシーの現地法人に対して、ライセンス商品を製造させる場合であっても、この規約に定める義務を何ら免除されるものではありません。

10. 法令遵守

ライセンサーは、日本国（外国においてライセンス商品の製造が行われるときは、その外国又は地域を含みます。）の法令規則を遵守し、ライセンス商品の製造、販売、提供、使用、展示等を行わなければなりません。

11. 業務遂行上の注意点

- (1) ライセンス商品の販売にあたっては、当協会と緊密に連絡をとりながら進めることとします。
- (2) 本仕様の内容に疑義が生じた場合、また重要な判断を行う場面では、あらかじめ協会職員と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けることとします。
- (3) 本事業において業務上知り得た情報は、他に漏らしてはなりません。
- (4) 本事業の遂行にあたり収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底や電子データのパスワード設定をするなど万全なセキュリティ対策を講じることとします。

以上